

公益財団法人トヨタ財団

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人トヨタ財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界的視野に立ち、長期的かつ幅広く社会活動に寄与するため、生活・自然環境、社会福祉、教育・文化等に関する研究及び事業への助成等を行い、もって人間のより一層の幸せを目指し、将来の福祉社会の発展に資することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)生活・自然環境、社会福祉、教育・文化、国際交流・協力等に関する研究及び事業に対する助成
(2)海外諸国、主として開発途上にある国・地域における前号に掲げる研究及び事業に対する助成
(3)その他公益目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
2. 基本財産は、次の各号をもって構成する。
(1)評議員会で、基本財産とすることを決議した財産
(2)基本財産として寄附された財産
3. その他の財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産及び交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理・運用)

第8条 この法人の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
2. 第1項第1号から第7号までの書類、監事による監査報告書、及び会計監査人による会計監査報告書については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 3. この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定する。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会を設置し、その決議により行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3)第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営については、理事会が別に定める評議員選定委員会運営規程による。
 5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1)当該候補者の経歴
 - (2)当該候補者を候補者とした理由
 - (3)当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4)当該候補者の兼職状況
 6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 7. 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
 8. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第15条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、必要に応じて報酬を支給することができる。その額は、毎年総額500万円を超えないものとする。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1)役員及び会計監査人の選任及び解任
 - (2)役員の報酬等の額及びその規程
 - (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4)定款の変更
 - (5)各事業年度の事業報告及び決算
 - (6)公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8)理事会において評議員会に付議した事項
 - (9)前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下

- 「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項
2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2. 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 3. 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 4. 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第20条 評議員会を開催するときは、開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第21条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

- 第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上5名以内
2. 理事のうち、2名以上3名以内を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。
3. この法人に、会計監査人を置く。

(選任等)

第28条 理事、監事及び会計監査人は評議員会の決議によって各々選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
3. 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事より、会長1名及び理事長1名（代表理事が3名である場合にあつては、会長1名、副会長1名及び理事長1名）を選定する。
4. 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、専務理事1名及び常務理事1名を選定することができる。
5. 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
8. 理事、監事又は会計監査人に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2. 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を執行し、会長に欠員又はさしつかえのあるときは、その職務を代行する。

4. 理事長は、この法人を代表し、会長及び副会長の意を受けてこの法人の業務を執行し、会長及び副会長に欠員又はさしつかえのあるときは、その職務を代行する。
5. 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
6. 常務理事は、会長、副会長、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、専務理事に欠員又はさしつかえのあるときは、その職務を代行する。
7. 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第31条 会計監査人は、法令で定めるところにより、第10条第1項第3号から第7号までの書類を監査し、会計監査報告書を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5. 役員は、第 27 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
6. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
7. 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

- 第 33 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
2. 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
3. 監事は、会計監査人が前項の各号に該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

- 第 34 条 役員は原則として無報酬とする。ただし、必要に応じて報酬を支給することができる。
2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 3. 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。
 4. 会計監査人の報酬等は、会長が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第 36 条 この法人は、役員及び会計監査人の「一般社団・財団法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び名誉顧問)

第 37 条 この法人に名誉会長及び名誉顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉会長及び名誉顧問は、役員又は評議員経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
3. 名誉会長及び名誉顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び名誉顧問の職務)

第 38 条 名誉会長及び名誉顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 40 条 理事会は、この定款及び法令に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 第 4 条に掲げる助成等の年度重点方針に関する事項
 - (4) 第 4 条に掲げる助成等の決定に関する事項
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (6) 理事の職務の執行の監督
 - (7) 代表理事及び業務執行理事並びに会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備
 - (6) 第 36 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 30 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第 42 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
2. 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 3. 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
 4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 43 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 44 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第 45 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 46 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 47 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第 29 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、これに記名押印する。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 49 条 この定款は、評議員会において、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。
2. 前項の規定は、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する公益目的事業、並びに第 13 条に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。
 3. 第 1 項の規定にかかわらず、第 52 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
 4. 「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

5. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 50 条 この法人は、評議員会において、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 51 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 53 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

- 第 54 条 この法人には、選考委員若干名をおく。
2. 選考委員は、学識経験者など助成対象を選考するにあたって十分な知識を有する者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 3. 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることができる。

(任期)

- 第 55 条 選考委員の任期は、4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

- 第 56 条 選考委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第 57 条 選考委員には、選考審査の対価として報酬を支給することができる。
2. 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(選考委員会)

- 第 58 条 選考委員会は、選考委員をもって構成する。
2. 選考委員会は、第 4 条に掲げる助成の対象となるものを選考し理事会に付議する。

第 10 章 委員会

(委員会)

- 第 59 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、前章の定めるところによる選考委員会のほか、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

- 第 60 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 61 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程
 - (6) 第 9 条第 1 項に定める事業計画書及び収支予算書等
 - (7) 第 10 条第 1 項各号に掲げる書類
 - (8) 監査報告書及び会計監査報告書
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会が別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 64 条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(委任)

第 65 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、豊田達郎、遠山敦子、業務執行理事は加藤広樹とする。
4. この法人の最初の会計監査人はあらた監査法人とする。
5. この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
朝岡 康二、生嶋 明、石澤 良昭、今井 敬、大賀 典雄、大木島 巖、奥田 碩、
勝俣 恒久、佐々木紫郎、佐々木 毅、新宮 威一、末松 謙一、豊田章一郎、松本 清、
谷内正太郎、山本 幸助、渡辺 捷昭